

投資促進等ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 小屋裏等に設置する収納スペースの容積不算入の周知徹底	1
2 - 駅のホームドアの不燃材料使用規制の見直し	1
3 - 借地借家法における正当事由制度の見直し	2
4 - 区分所有法における決議要件の見直し	3
5 - 市街地再開発事業における一団地の総合的設計制度等に係る同意基準の緩和	4
6 - 集合住宅の窓ガラス等の改良の促進に向けた区分所有法の規定の見直し	5
7 - 住宅瑕疵担保履行法の供託に関する販売戸数の合算	6
8 - 鉱山、碎石山における国有保安林解除手続きの簡素化	7
9 - 会社分割時の不動産登記の要件緩和	7
10 - 建築士法第24条の8書面交付義務の免除	8
11 - 動産・債権譲渡登記制度における登記取扱指定法務局の拡大(ABL関連)	9
12 - 提携による教育ローン・リフォームローンの割賦販売法の規制対象からの除外	10
13 - 普通銀行本体における不動産関連業務の取扱い解禁	11
14 - 銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和	12
15 - 生命保険募集に係る構成員契約規制の廃止	13
16 - 火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の簡素化	14

17 - 博士取得者の小中高校における限定教員免許の授与	15
18 - 信用保証協会保証付債権におけるDDS(資本的劣後化)適用基準の緩和	16
19 - 動産・債権譲渡登記制度の整備	17
20 - 銀行による議決権保有の上限(5%ルール)の緩和(非上場の中小企業に対する議決権保有規制の緩和)	18
21 - 銀行の保険窓販に係る融資先販売規制の廃止	19
22 - 太陽光発電事業における屋根・屋上の賃借に係る登記制度の整備	20
23 - 信用組合も生協法に基づく共済代理店との締結を可能とするよう範囲の拡大を要望する	20
24 - 電動スクーターの道交法・道路運送車両法・出力規定緩和による普及促進	21
25 - 信用金庫による会員および卒業会員の外国子会社に対する融資対象要件の緩和	22
26 - 預金取扱金融機関による提携ローン全般もしくは教育ローン・リフォームローン等を割販売法の規制対象から除外	22
27 - 郊外大規模団地型マンションの建て替え「規制」の緩和措置	23
28 - 介護分野における外国人留学生の在留資格の緩和	23
29 - 外国人留学生を対象にした大学・専修学校の夜間コース開放およびアルバイト規制の緩和	24
30 - 旅券発給事務の都道府県境の特例	24
31 - 土壤汚染対策法に係る自然的原因による汚染土壌の取扱いの見直し	25
32 - クラウドによるTV番組録画・VOD配信	26
33 - 教育環境のIT化を阻む著作権規定の見直し	27
34 - 土壤汚染対策法に係る自然的原因による汚染土壌の取扱いの見直し	28

35 - 法人である生命保険代理店による保険募集における消費者保護ルール(いわゆる構成 員契約ルール)の維持	29
36 - 銀行等による保険販売における弊害防止措置の見直しにあたっての慎重な検討	29
37 - 私的録音録画補償金制度の廃止	30
38 - フィリピン国籍者短期滞在時の日本入国査証免除措置の実施	30
39 - 金融機関での税公金収納取引における納付書の電子的な読み取りを可能とするような 制度・環境整備	31
40 - 石災法レイアウト規制に係る届出に関する規制緩和	31
41 - デジタル教科書の解禁	32
42 - 保険商品の銀行窓販における中小企業従業員規制の撤廃	32
43 - 教員免許の弾力化	33
44 - 確定給付企業年金の給付設計の弾力化	34
45 - 永住権付与条件の緩和	34
46 - 短期在留外国人の年金脱退一時金制度の見直し	35
47 - 留学生採用時の在留資格条件の緩和	35
48 - 就労可能な在留資格の種類を増加検討	36
49 - 包括的な権利制限規定の導入	36

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	26年 10月14日	26年 11月5日	小屋裏等に設置する収納スペースの容積不算入の周知徹底	<p>小屋裏等に設置する収納スペースにつながる階段が固定階段の場合、当該スペースを「収納」とするか「納戸」とするか判断が自治体によって異なっているが、収納に係る面積・高さの規定を満たしている場合には「収納」と一律判断し、容積不算入となるよう周知徹底すべきである。また、固定階段に踊り場を設けた場合についても同様の取扱いとするよう周知徹底すべきである。</p> <p>【提案理由】 小屋裏等に設置する収納スペースにつながる階段について、可動はしごを設置する場合は、「収納」と一律判断され、容積不算入となっている。一方、固定階段については、安全面からその設置を認め、容積不算入とする自治体もあれば、固定階段が設置されることで、収納に係る面積・高さの規定を満たしていても、「納戸」と判断し、容積に参入する自治体もある。また、小屋裏等に収納物を容易に上げることが可能とするために、固定階段の途中に踊り場を設ける場合についても、「納戸」と判断する自治体が多い。</p> <p>2013年度の規制改革要望において、政府から、「固定階段とすることは妨げていない」という回答があったが、固定階段を伴う小屋裏収納に対する判断が自治体毎に分かれている状況が続いており、収納と一律判断するよう周知徹底すべきである。あわせて、固定階段の途中に踊り場を設ける場合についても収納と判断するように周知徹底すべきである。</p> <p>固定階段を伴う小屋裏収納が収納と判断されれば、安全性を向上させながら小屋裏スペースの有効活用を図ることが可能となる。また、その際、固定階段の途中に踊り場を設けることができれば、利便性と安全性が更に向上する。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省
2	26年 10月14日	26年 11月5日	駅のホームドアの不燃材料使用規制の見直し	<p>駅のホームドアの扉部分における不燃材料使用規制を緩和し、樹脂製扉を容認すべきである。</p> <p>【提案理由】 近年、駅のホームにおける旅客の転落防止策としてホームドアの設置が検討されているケースが増加している。ホームドアの扉部分は、建築基準法施行令第108条の2や「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準の一部改正について」等により、不燃であることが求められるため、現在、ガラスが採用されている。</p> <p>ポリカーボネート樹脂は、鉄道や自動車、電機電子機器の部材として使用されており、難燃性が証明されており、安全上問題がないことに加えて、軽量で割れても飛散せず、また、透明であることから安全上・景観上も優れている。</p> <p>ホームドアの扉部分について、不燃材料使用規制を緩和し、ガラスに加えて樹脂を容認することにより、ホームドアの早期普及が可能となり、転落事故の防止に寄与できる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
3	26年 10月14日	26年 11月5日	借地借家法 における正 当事由制度 の見直し	<p>老朽化物件・耐震性に問題のある物件に関して一定の基準を定め、それらの要件に該当する物件の建替えや法定再開発認可等を賃貸人が更新拒絶・解約申し入れを行う場合の正当事由とすべきである。</p> <p>【提案理由】 現行法の正当事由の要件が抽象的であるため、物理的・社会的に建替えの必要性がある建物についても、正当事由の有無を巡って賃貸人・賃借人間に見解の相違が生じ、長期の交渉を強いられ、最終的に裁判での解決を余儀なくされることも少なくなく、負担する時間、金銭等のコストが過大になっている。 賃貸人の中には、賃借人の明け渡しを実現するまでに多くの時間とコストを要することを憂慮し、建替えを実施する意向があるにもかかわらず、現存する建物の大規模修繕をやむなく選択する事例が散見される。 その場合、建物倒壊やそれに伴う賃借人の人的被害等を避けるため、賃貸人は現存の建物について多額の大規模修繕費用の支出を余儀なくされ、修繕後の賃料等では投資が回収できないことも少なくない。この状況が続けば、賃貸人が大規模修繕すら断念して放置してしまい、老朽化した建物が益々増加することすら懸念される。 老朽化・耐震性の判断に用途・築年数等に応じた一定の基準を設けた上で、該当する物件の建替え（区分所有法の建替え決議も含む）においては、これを賃貸人の更新拒絶・解約申し入れの正当事由とすべきである。とくに法定再開発の認可については、適用要件を含めて一定の法的手順に基づき決定された事項であるため重視すべきである。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	法務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
4	26年 10月14日	26年 11月5日	区分所有法における決議要件の見直し	<p>老朽化した建物等の建替え等を促進する観点から、区分所有建物に係る管理組合総会の決議要件（特殊決議、特別決議、普通決議）について、頭数要件の緩和、特別決議や特殊決議における規約で別段の定めができる範囲の拡大、建物の主要用途毎の決議要件の設定（商業用・オフィス用について頭数要件を削除し、議決権要件のみとする等）、決議要件自体の緩和などの見直しを行うべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>区分所有建物の管理組合総会の決議要件については、①普通決議（区分所有者及び議決権の各過半数の賛成）②特別決議【ex. 共用部分の重大変更、規約の変更】（区分所有者及び議決権の各4分の3の賛成。原則、規約で別段の定めはできないが、「共用部分の重大変更」に限り、規約により、区分所有者の定数を過半数まで減ずることが可能）③特殊決議【建替決議】（区分所有者及び議決権の各5分の4の賛成。規約で別段の定めはできない）の3種類がある。</p> <p>これら要件が緩和されることで、老朽化した建物や、省エネ化・バリアフリー化に対応していない建物の建替えや修繕が推進される。なお、今般施行される改正マンション建替え円滑化法については、頭数要件の緩和といった部分の改善が見られないため、同法改正の有無に拘わらず、不動産市場の活性化という観点から、区分所有法の決議要件全般において広く検討すべきである。</p> <p>また、決議要件の緩和により、建替え決議に賛成した区分所有者の買取り負担が大きくなるという懸念については、区分所有法上では、建替え決議に賛成した区分所有者は、賛成しなかった区分所有者に対して売渡し請求権を行使して買い取る権利が発生するのみであり、要件の緩和が直ちに負担の増加要因とはならない（負担が過大な場合には建替えを中止するという選択肢も可能）。</p>	（一社） 日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
5	26年 10月14日	26年 11月5日	市街地再開 発事業にお ける一団地 の総合的設 計制度等に 係る同意基 準の緩和	<p>市街地再開発事業を進める場合においては、建築基準法の一団地の総合的設計制度における地権者全員同意基準を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>市街地再開発事業は、都市機能の低下が見られる地域において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的としており、公共の福祉の観点から地権者の3分の2の同意を前提に事業を進めることができる。一方、建築基準法による一団地の総合的設計制度の認定申請に際しては、地権者の財産権保護の観点から地権者全員の同意が必要とされている。</p> <p>一団地の総合的設計制度は、複数の建築物を有機的に連携させた高度な土地利用の可能性を広げることから、都市計画上も有用な手段であるが、多数の地権者がいる市街地再開発事業においては、地権者全員の同意を得ることは非常に困難であり、一団地の総合的設計制度を活用することができない。</p> <p>市街地再開発事業では、権利変換計画を行う際、地権者全員の権利が規定されるとともに、行政による認可を経てから権利変換が行われ、結果として、計画に同意した地権者により土地・建物が共有・区分所有されることになる。このプロセスを、一団地の総合的設計制度における地権者全員の同意を得ることとみなし、市街地再開発事業に限っては、地権者全員同意基準を緩和をすべきである。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
6	26年 10月14日	26年 11月5日	集合住宅の 窓ガラス等 の改良の促 進に向けた 区分所有法 の規定の見 直し	<p>マンション標準管理規約において、共用部である窓ガラス等の改良は原則、管理組合がその責任と負担において、計画修繕を行わなければならないが、管理組合が速やかに実施できない場合は、各区分所有者の責任と費用において工事が行うことができると例示されている。これを区分所有法に規定し、集合住宅の窓ガラス等の改良を促進すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現在のマンション標準管理規約第22条で窓ガラス等の改良は第1項で原則、管理組合の責任と負担において実施することが定められており、第2項で管理組合が速やかに実施できない場合、各区分所有者の責任と費用において工事が行うことができるよう例示している。しかし、築古のマンションでは規約の整備が不十分でこの規定が明記されていない場合がある。また一部、規約の整備が十分な物件では共用部の改修について「居住者は、共用部に係る模様替えなどを自ら行うことができない。共用部分にかかわる模様替等（緊急に必要とする修繕工事を除く。）が必要な場合には、理事長が総会の決議を経て決定する」と記載されている場合もあるが、「緊急に必要とする工事」に含まれるかどうか各管理組合で判断ができない場合、総会決議が必要となってしまう。</p> <p>現在、区分所有者は結露や隙間風対策で窓や扉の改修をしようとすれば、管理組合との折衝、管理規約の改定から行わなければならない、時間と労力が掛かる上に、断熱性などの住環境性能は集合住宅においては住戸位置によって異なるため他の区分所有者の理解、賛同を得づらい。このため改修工事を行えず、住環境が改善されないケースもある。</p> <p>とくに中古物件の購入にあたっては、リフォーム、リノベーション工事の可否が購入者の意思決定に大きく影響を与えるため、上記の改善が図られることで、築古物件の流通促進へとつながる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	法務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
7	26年 10月14日	26年 11月5日	住宅瑕疵担保履行法の供託に関する販売戸数の合算	<p>①同一事業者が建設業と宅建業を兼業している場合、請負戸数と分譲販売戸数を合算した戸数をもとに、供託基準額を算出すべきである。</p> <p>②住宅メーカーが販売代理店方式を採用している場合、メーカーが瑕疵担保責任の連帯保証をしていること等により、メーカーと販売代理店の一体性が確認できる場合には、メーカー傘下の代理店の請負戸数・販売戸数を合算した戸数をもとに、供託基準額を算出すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>①同一事業者が建設業と宅建業を兼業している場合 同一主体が建設業と宅建業を兼業する場合を想定していないため、建設業と宅建業を兼業している事業者は、請負と売上の契約形態ごとに戸数を把握の上、両者を合算して供託金額を算出することが求められている。しかし、契約形態の違いが事業者が負うべき資力を決定する重要な要素になるわけではないため、契約形態ごとに区別して算出する合理性は見出せない。</p> <p>②住宅メーカーが販売代理店方式を採用している場合 供給事業者（販売代理店）ごとに供託金額を算出して合計するため、販売代理店方式を採用するか否かで、同じ戸数であっても供託金額が変わってしまう。消費者保護とは異なる次元で供託金額が決定される仕組みとなっており、合理性を欠く。メーカーが瑕疵担保責任の連帯保証をしている等、メーカーと販売代理店の一体性が認められる場合には、販売代理店の戸数を合算して供託金額を算出したとしても、消費者保護の実効性は担保される。</p> <p>昨年のお返答において、「現状を踏まえながらさらなる検討を行っていく」とされており、早急に具体的な措置を取る必要がある。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
8	26年 10月14日	26年 11月5日	鉱山、碎石山における国有保安林解除手続きの簡素化	<p>鉱山、碎石山における保安林の解除手続きのうち、事業継続案件については申請手続きを簡素化すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>鉱山、碎石山の採掘を行うにあたり、保安林がある場合にはその解除申請が必要になるが、採掘場の拡充など、すでに実施している事業を継続する場合でも、新規申請と同様の手続きが必要であり、負担が大きい。</p> <p>事業継続案件は、地元行政や住民の理解がすでに得られている場合が多いため、簡素化した手続きとしても特段支障が生じるとは考えにくい。また、負担軽減および審査の迅速化につながる。震災後、建築資材への需要が増加する中、申請手続きにかかる期間を短縮することで、資材の迅速な供給が可能となり、また、今後想定される大規模災害に伴う突発的な増産へも円滑に対応することが可能となる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	農林水産省
9	26年 10月14日	26年 11月5日	会社分割時の不動産登記の要件緩和	<p>事業再編により会社分割を実施した時の建物の所有者変更について、権利の登記がされていない表題部のみの場合は、権利の登記をせずとも表題部で変更ができるようにすべき。</p> <p>【提案理由】</p> <p>事業再編による会社分割の際、権利の登記がされていない表題部のみの登記の所有者を変更する場合、一旦権利の保存登記をして、その後、所有権移転登記をしなければならない。そのため、保存および移転それぞれの登記に登録免許税が必要になっている。権利の登記をするかどうかは所有者の意思によるにも関わらず、会社分割時において権利の登記を求めるのは、合理性を欠き、機能的な会社再編の妨げになっている。表題部だけで所有者の変更ができるようになれば、産業活性化につながる会社分割を推進することが可能となる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	法務省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
10	26年 10月14日	26年 11月5日	建築士法第 24条の8書 面交付義務 の免除	<p>延べ面積が300㎡を超える新築以外についても、書面契約を行った場合は、建築士法第24条の8に規定される書面交付義務を免除すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>建築士法第24条の8において、「建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、書面を当該委託者に交付しなければならない」とされているが、今般の改正により、延べ面積が300㎡を超える新築については、書面契約を行った場合は書面の交付義務を免除することとなった。</p> <p>しかし、新築であっても延べ面積が300㎡に満たない小規模工事や、延べ面積に関わらず改修工事については、書面契約を行った場合でも書面交付義務があり、負担が重い。また、延べ面積300㎡超の新築のみ書面交付義務が免除され、それ以外の建築物について免除を適用しないとすると合理的理由が見つからない。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
11	26年 10月16日	26年 11月5日	動産・債権 譲渡登記制 度における 登記取扱指 定法務局の 拡大(ABL 関連)	<p>動産譲渡登記制度・債権譲渡登記制度について、指定登記所を主要都市に拡大する。特に被災地の法務局について優先的に対応し、将来的には各都道府県の地方法務局での取扱いを可能とする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現在は、東京法務局(中野)に取扱いが限定され、各地の中小企業等のお客さまの登記案件への迅速な対応が困難である。</p> <p>オンラインや郵送による申請も可能だが、実態は法務局に出向き担当者から不備の指摘を受けながら申請書を作成することが多い。司法書士の出張費や郵送費等により、不動産登記に比べお客様の負担が大きい。動産・債権譲渡登記が全国的に広まりつつあることを踏まえ、對抗要件具備の先後に関するルール、全指定法務局の登記情報を一元管理する体制を整備し、指定法務局を拡大すべきである。</p> <p>所管官庁より、「相当額の経費を要することとなるため、現状においては困難」との回答があったが、地元の登記所に出向き相談しながら手続きを進めたいとのニーズは根強いいため、引き続き検討いただきたい。</p> <p>特に、東日本大震災で被災した企業に、動産・債権譲渡登記制度を利用した融資を行うことも想定され、迅速な対応のためにも、被災地の法務局については優先した対応をお願いする。</p>	(一社) 全国地方銀行協会	法務省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
12	26年 10月16日	26年 11月5日	提携による 教育ローン・ リフォーム ローンの割 賦販売法の 規制対象か らの除外	<p>提携による(a)教育ローン、(b)リフォームローンを割賦販売法による規制の対象外とする。</p> <p>【提案理由】 個別信用購入あっせんによる過量販売やリフォーム詐欺等の消費者トラブルの増加を受け、平成20年の割賦販売法改正により、規制対象とする個別信用購入あっせんの範囲拡大と登録制導入等の規制強化が行われた。銀行の提携教育ローン等も規制対象となり、登録業者としての対応負担から多くの地銀が取扱いを停止・縮小せざるを得なくなった。しかし、商品・サービス販売業者からは提携希望が寄せられている。</p> <p>(a)大学等(国公立・私立の学校<大学・短大・高専・高校・中学・小学校>や私立の専門学校)との提携による教育ローン 学校側は入試・入学案内において地元金融機関の金利優遇等のある提携ローンを案内したいとのニーズがある。割賦法改正は悪質な販売業者からの消費者保護の観点から行われたが、大学等(特に国公立の大学等)にはそうした懸念はないと考えられる。</p> <p>(b)リフォームローン 太陽光パネルの設置や、バリアフリー改修などのリフォーム案件の増加等に対応し、銀行はリフォーム業者との連携により、お客様に安定・低利の資金を提供することが求められている。</p> <p>銀行の場合、施工実績や地域における風評等をチェックし、信頼できる提携業者を厳選している。またお客様の支払能力を十分に調査する態勢も整備しており、銀行の提携リフォームローンを適用除外としても消費者保護上の問題はないと考える。また、適用除外とする提携ローンを、例えば、国交省の「住宅リフォーム事業者団体登録制度」の登録を受けている団体に属する事業者や、リフォーム瑕疵保険加入事業者との提携に限定すれば、より消費者のリスクが低減されると考える。本要望が実現すれば、地元大学等の学生確保、地域のリフォーム市場や中古住宅流通市場の活性化に貢献できる。</p>	(一社) 全国 地方 銀行 協会	経済 産業 省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
13	26年 10月16日	26年 11月5日	普通銀行本 体における 不動産関連 業務の取扱 い解禁	<p>普通銀行本体における不動産関連業務(信託併營業務)の取扱いを解禁する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>大都市圏を除く地方では、専門信託銀行の店舗数が少なく、専門信託銀行が主力業務としている不動産関連サービスの提供に関して地域間格差が生じ、これが地方の不動産マーケットの活性化を阻む一因となっている。</p> <p>地方銀行に不動産関連業務が認められれば、地域の個人のお客様に対してより利便性の高いサービスを提供できるほか、地域企業の再生を円滑に進めることが可能となる。</p> <p>メガバンクがグループ内の信託銀行を活用してグループ一体となって不動産ビジネスを展開していることを考えると、業務の健全性の観点から銀行本体に不動産関連業務を禁じている意味合いは薄いと考えられ、また、銀行間のイコール・フットイングの観点からみると、規制による不平等が生じているとも言える。</p> <p>高齢化が進む中、事業承継や遺産整理等において、不動産売却や遊休地の有効活用などの総合的な金融サポートへのニーズは一層高まる。それを銀行本体で行うことができれば、地域企業の新陳代謝促進や、人口減少が進む地方部の中心市街地活性化、空き家対策に貢献できる。</p>	(一社) 全国地方銀行協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
14	26年 10月16日	26年 11月5日	銀行の保険 窓販に係る 弊害防止措 置の廃止ま たは 緩和	<p>銀行の保険窓販に係る弊害防止措置(融資先販売規制、担当者分離規制、タイミング規制、非公開情報保護措置)を廃止またはさらに緩和する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>銀行の保険窓販にかかる圧力販売については、独占禁止法による禁止規定で十分であり、保険業法に特別な規制を設けることは不要。現状、銀行窓販における圧力販売事例は見られないにもかかわらず、これらの規制の存在によって、金融サービスのワンストップ化が達成できず、顧客の利便性が阻害されている。</p> <p>保険窓販は銀行サービスの一つとして浸透し、資産運用や保障の見直しの相談を受けることが増えているが、規制対象先に該当すると謝絶せざるを得ず、不満を生じさせている。さらに、圧力販売防止の観点からは構成員契約規制もあり、二重三重の過剰規制となっている。</p> <p>本件に関しては、これまで融資先販売規制やタイミング規制等の一部の規制緩和が行われたが、お客様の利便性を損なう規制は未だ残置されており、さらなる見直しが必要である。</p> <p>特に、従業員50人以下(特例地域金融機関は20人以下)の融資先の従業員に対する保険募集を禁止する規制は、従業員の方が自ら来店して保険加入意思を示した場合のように圧力販売が起こり得ないケースでも販売できないなど、お客様の理解を得ることが困難であり、廃止すべきである。特例地域金融機関についても、保障金額に上限があるため、お客様が真に必要なサービスを提供できないなど利便性を大きく損なっている。</p> <p>顧客の利便性向上のため、モニタリングや一般からの意見受付等を実施し、その結果を踏まえて改めて見直していただきたい。</p>	(一社) 全国地方銀行協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
15	26年 10月16日	26年 11月5日	生命保険募集に係る構成員契約規制の廃止	<p>生命保険の募集に係る構成員契約規制を廃止する。特に、生命保険募集人と人的関係(役職員の兼職、出向等の人事交流)を有する法人に関する規制については廃止する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>生命保険募集人(銀行等)と「密接な関係」(一定の資本関係や人事交流等)を有する法人の役職員に対しては、当該役職員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の説明すらできないことになっており、本規制はお客様の利便を損ない、銀行等における生命保険販売の障壁となっている。加えて、銀行等が生命保険を募集する際は、商品内容やリスク等の説明を行う前にお客様の勤務先を確認する必要があるが、個人情報への関心が高まるなか、このような不自然な確認事務を行うことによりお客様に無用な不信感を惹起する結果となっている。</p> <p>本規制の目的は生命保険商品の圧力販売の防止にあるとされているが、圧力販売は独禁法で禁じられており、本規制は不要である。</p> <p>また、本規制は、銀行から1名だけ出向者を出している先や、大企業といった圧力販売が起こり得ない先まで規制対象となっており、過剰な規制によりお客様の自発的な資産運用や保障見直しといったニーズに対応できず、利便性を大きく損なっている。銀行による保険販売については、圧力販売の防止との名目で弊害防止措置が別途設けられており、二重三重の過剰な規制となっている。</p> <p>本件については、平成9年12月の行政改革委員会「最終意見」において、「圧力募集に対処する他の実効性のある透明なルールを検討し、構成員契約規制の撤廃の可否を含めた検討を行うべきである」とされてから既に16年以上が経過している。所管官庁より「引き続き検討する」との回答があったが、具体的な検討状況を開示するとともに、幅広い関係者から意見を聴取していただきたい。</p>	(一社)全国地方銀行協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
16	26年 10月14日	26年 11月5日	火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の簡素化	<p>(a)環境影響評価法第二条第2項では、アセス手続の対象を「環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある」としているが、同法施行令第一条の別表第一の五「へ」(火力発電所(新設を伴う変更の工事)のアセス対象要件)においては、「第一種事業で15万kW以上、第二種事業で11.25万kW以上15万kW未満」と単純に定めているだけで、火力発電所をリプレースする場合のような環境負荷が減少する場合のことを考慮していない。</p> <p>(b)環境影響評価法(第二条第2項)では、アセス手続の対象を『環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある』とし、対象13事業が選定されているが、土地改変等による環境影響が限定的である火力リプレースは、それら13事業以外の事業と比較しても環境負荷が同等以下であることは明らかである。以上のことから、動植物に関する著しい環境影響はないと考える。また、『工事車両の道路沿道環境』についても、これまでの実績から環境保全対策が確立されていることも踏まえて、著しい環境影響はないと考える。したがって、土地改変等による環境影響が限定的で環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについては、環境影響評価手続の全部を行わなくてもよいこととすべきである。</p> <p>しかし、仮に全ての環境影響評価手続を対象外にできないとしても、</p> <p>(1)配慮書手続については、環境負荷を低減させるものであり回避・低減すべき環境影響が追加的には生じない(重大な環境影響はない)</p> <p>(2)方法書手続については、環境省が作成している「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」において、調査、予測手法が明らかにされていることから、それぞれの手続を行う意義が乏しく、意見聴取機会も含めて調査、予測、評価、環境保全措置という一連の環境影響評価については準備書及び評価書手続のみで担保できることから、配慮書及び方法書手続を対象外にすることで、事業者の負担軽減および環境負荷を低減させるような火力発電所の早期稼働が行えるよう改めて要望する。</p> <p>(c)環境負荷が低減する設備の早期導入を促進し、温室効果ガスや窒素酸化物・硫黄酸化物排出量等の削減による環境負荷低減の早期実現を図ることが出来る。</p>	電気事業連合会	環境省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
17	26年 10月15日	26年 11月5日	博士取得者の小中高校における限定教員免許の授与	<p>現在、博士取得者は大学教育か企業への就職が主であり、学士課程で教員免許を取得していない限り、小中高校の教員にはなれない。教育委員会からの要請のもと、特別免許状制度を授与することで、一部教員採用している例があるが、非常に限定的で門戸を開放しているとはいえない。</p> <p>小中高校においては、実験実習があるが答えが確定しているものを対象としていることが多く、未知で答えがない課題に対する取り組みを行っているのは、実質、理科クラブに留まっているといえよう。しかし、日本の今後の戦力となっていくためには、未知で答えがない課題に対する取り組みをなるべく多くなるべく早く取り組むことが重要である。しかし、現在の教員免許の制度では、学士もしくは修士を取得した人がほとんどで、修士課程までに真に未知で答えがない課題に取り組んでいない人がほとんどである。当然、そのような経歴をもつ人が、小中高校生に未知で答えがない課題に取り組む教育を施すことは事実上難しい。そこで、課題考察という分野を新たに設け、博士取得者に対して、課題考察科目に限定した教員免許を授与することを提案する。</p> <p>また、規制緩和とは逆の方向になるかもしれないが、小中高校には必ず1人、課題考察科目に限定した教員を配置することを義務づけると、より目的を達成できると考える。</p>	個人	文部科学省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
18	26年 10月20日	26年 11月5日	信用保証協 会保証付債 権における DDS(資本的 劣後化)適 用基準の緩 和	<p>(具体的内容)</p> <p>DDSに信用保証協会が参加する場合、「全行参加・合理的かつ公正衡平」という基準が厳格に適用され、金融機関調整が困難となるケースもある。</p> <p>迅速かつ効率的に事業再生を進めるためにも、案件に応じて柔軟に対応願いたい。</p> <p>(理由)</p> <p>通常のDDSでは、シェア割り(信用プロラタ)が原則であるものの、メイン行や主要行への割付を増やす等、いわゆる適度なメイン寄せにて調整するのが通例となっている。</p> <p>しかし、中小企業再生支援協議会等で、信用保証協会付債権にDDSを適用する計画を検討する場合、メイン行が下位行分の債権を負担することに全ての金融機関が同意したとしても、信用保証協会から「この計画では公正衡平の原則に欠ける」として承諾が得られないケースがある。</p> <p>迅速かつ効率的に事業再生を進めるため、「全行参加・合理的かつ公正・衡平」の原則については柔軟に運用していただきたい。</p> <p>(現行規制の概要)</p> <p>本年2月から、信用保証協会付債権へのDDS適用が認められたところ、再生計画等への融資を行う全金融機関の参加が原則であり、その内容が合理的かつ公正衡平なものであることとされる。</p>	(一社) 第二 地方銀行協会	経済産業省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
19	26年 10月20日	26年 11月5日	動産・債権 譲渡登記制 度の整備	<p>(具体的内容) 個人を譲渡人とする動産・債権譲渡について登記可能としていただきたい。 その上で、譲渡登記が占有改定による譲渡担保に優先するよう制度を改正していただきたい。</p> <p>(理由) 最近の太陽光発電事業の本格化等に伴い、個人事業主との譲渡担保契約が増えていることから、譲渡担保の公示性を強化するため、個人を譲渡人とする動産・債権譲渡についても登記可能としていただきたい。 その上で、担保権設定時に占有改定による譲渡担保権の有無を完全に把握することが困難であることから、動産譲渡登記を優先するよう手当てしていただきたい。</p> <p>(現行規制の概要) 動産・債権譲渡登記の譲渡人は法人に限定されている。 動産・債権譲渡登記のされた譲渡が、先行する占有改定を原因とする担保目的物の譲渡に優先することとはされていない。</p>	(一社) 第二地方銀行協会	法務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
20	26年 10月20日	26年 11月5日	銀行による議決権保有の上限(5%ルール)の緩和(非上場の中小企業に対する議決権保有規制の緩和)	<p>(具体的内容) 非上場の中小企業に対する議決権保有の上限(5%ルール)を緩和していただきたい。</p> <p>(理由) 銀行による議決権保有に関しては、取引先の抜本的な事業再生にとどまらず、事業承継(相続対策)に取り組む場合でも、関係者の資金調達の都合等から、銀行に一時的な株式保有を要請されることがある。しかし、現状では本規制等により、十分に顧客ニーズに応じられない場合が多い。</p> <p>地域銀行は、地方経済においてリスク性資金供給機能を有する唯一の主体であり、更なる地域経済の活性化に向けては、その機能向上を図ることが有効である。このため、公的機関の一定の関与の下で、銀行の議決権保有規制を緩和し、非上場の中小企業に対する保有上限を一定程度引き上げていただきたい。</p> <p>(現行規制の概要) 銀行又はその子会社は、国内の会社(注)の議決権については、合算して、その基準議決権数(5%)を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。(銀行法第16条の3)</p> <p>(注)前条(第16条の2)第1項第1号から第6号まで、第11号(=従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社)、第12号の2(=事業再生会社)及び第13号に掲げる会社(同項第12号の2に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。)並びに特例対象会社を除く。</p>	(一社) 第二地方銀行協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
21	26年 10月20日	26年 11月5日	銀行の保険 窓販に係る 融資先販売 規制の廃止	<p>(具体的内容) 銀行の保険窓販規制を緩和し、融資先への保険販売を全面的に解禁していただきたい。</p> <p>(理由) 銀行の保険窓販については、法個人一体で推進することが顧客利便性に資すると考える。中でも、いわゆる「経営者保険」は、相続・事業承継対策のツールとして有効であり、地域経済の活性化にも繋がると思われる。</p> <p>そもそも銀行は、監督指針の下で優越的地位の濫用防止や情報管理等、全行的な内部管理態勢を構築しており、当該規制を撤廃しても融資先は十分に保護される。</p> <p>このため、融資先への保険販売を全面的に解禁していただきたい</p> <p>(現行規制の概要) 「保険募集制限先規制」: 対象商品について、A: 事業資金の融資先法人またはその代表者、B: 事業資金の融資先法人の役員(代表者を除く)および従業員(従業員50人以下の場合)に対し、保険募集手数料等の報酬を得て保険募集を行うことができない。 「融資担当者分離規制」: 事業性融資担当者は、対象商品の保険募集に関する一切の業務を行うことができない。 「タイミング規制」: 事業性融資の申込みを行っている法人の代表者に対し、対象商品の保険募集を行うことができない。</p>	(一社) 第二地方銀行協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
22	26年 10月20日	26年 11月5日	太陽光発電 事業における 屋根・屋上 の賃借に係 る登記制度 の整備	<p>(具体的内容) 太陽光発電事業における屋根・屋上の賃借に係る登記制度を整備いただきたい。</p> <p>(理由) 太陽光発電事業は、土地を賃借して設置するケースに加えて、事業者が他の事業者等の屋根・屋上を賃借して設備を設置しようとすることも想定されるが、現状では建物の一部である屋根の賃借権については登記ができないこととなっているため、発電事業者にとっては屋根を借りる権利が担保されない。 屋根の所有者と発電事業者との賃貸借契約が成立しても、当事者間でしか有効でなく、建物の所有権が第三者へ移転した場合に対抗できないおそれがある。 このため、太陽光パネルの設置は、官公庁の建物を利用する場合等に制限されているのが現状である。</p> <p>(現行規制の概要) 不動産の一部についての登記はできない(建物の一部分にすぎない屋根又は屋上について、賃貸借をすることはできるが、対抗力を具備することはできない)。</p>	(一社) 第二地方銀行協会	法務省
23	26年 10月22日	26年 11月21日	信用組合も 生協法に基 づく共済代 理店との締 結を可能と するよう範囲 の拡大を要 望する	<p>信用組合は、相互扶助を理念とする協同組織の金融機関である。地域に根ざした事業活動を行う信用組合が、新たに生協法に基づく共済契約の締結の代理又は媒介の業務を可能とすることで、貯蓄・融資だけでなく万が一の際の保障(共済)を加えることとなり、暮らしの中の多面的で密接に関係する様々なニーズに対する一元的な相談や最適なサービスの提供が可能となる。</p> <p>また、信用組合にとっても保険だけでなく共済の代理店締結を可能となることは、経営の選択肢が広がることになる。</p>	全国信用組合中央協会	厚生労働省 金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
24	26年 10月23日	26年 11月21日	電動スクーターの道交法・道路運送車両法・出力規定緩和による普及促進	<p>[提案の概要] 電動スクーター(原動機付自転車)は、化石燃料消費や騒音が少なく、クリーンで安全な交通手段として期待されているが、価格及び性能の面で、ガソリンエンジン車に大きく劣る為日本での普及は、近隣諸国に比べ大きく遅れております。コスト面については、普及が進めば、大量生産で解消すると思われませんが、性能は改善の見込みが大変低いと言わざるを得ません。そこで、現在の出力規定を緩和、ガソリンエンジン車並みの性能が発揮できるようにすることで、電動車への移行を促進、新たな省エネ、新規需要の喚起、消費の拡大を図ってはどうでしょうか？</p> <p>[法制の現状と問題点] 道路交通法では定格出力0.6kWまでを原動機付自転車、0.6kW超1kW以下のものは小型自動二輪車、それ以外のものは普通自動二輪車と規定され、道路運送車両法では0.6kW以下を第一種原動機付自転車、1kW以下を第二種原動機付自転車としている。現在は加速性など一部の走行性能はガソリンエンジン車と比較しても遜色ないものが販売されているが、一種原付登録で最高出力3kW前後のエンジンを搭載するガソリンエンジン車とくらべると、電動機の出力が定格出力0.6kW(最高出力で1.5kW程度)に留まるため登坂性能や最高速度など多くの点で劣る。(Wikipediaより抜粋) 以上のように、原付では出力の差が、登坂能力、速度面で実用性に直接つながり、普及を阻害している要因となっています。</p> <p>[規制緩和の提案] 第一種原動機付自転車を0.8～1kw程度、第二種を1.6～2kw程度の出力に規制緩和する。又それに合わせて道交法の規定も改定する。できれば現在現実に合致していないと言われている、原付の30km/h速度制限を40kmに引き上げ。</p>	個人	国土 警察 庁 省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
25	26年 10月28日	26年 11月21日	信用金庫による会員および卒業会員の外国子会社に対する融資対象要件の緩和	<p>信用金庫による会員または卒業会員の外国子会社に対する融資については、会員または卒業会員が当該外国子会社の議決権の50%超を保有すること等が要件となっているが、信用金庫取引先である中小企業においては、例えば、会員である親会社の出資に加え、社長等が個人として共同で出資し、これらの出資を合算すれば50%超となるものの、それぞれ単独では50%超に満たないというケースのほか、会員または卒業会員の外国子会社とその総株主の議決権等の過半数を直接間接に保有する外国に所在する会社(すなわち会員または卒業会員の外国孫会社や外国曾孫会社等)が存するケースがみられる。しかしながら、現行法令上は、こうした会員や卒業会員間の共同出資の場合について、融資対象となる外国子会社の判定上これらの議決権を合算することができるかどうかが条文上判然とせず、また、外国孫会社等については融資対象に含まれないものと考えられる。</p> <p>については、こうした会員間の共同出資の場合など、相互に一定の関係(共同して議決権を保有することに合意している、同一の企業グループに属している、一方が他方の役職員または親族である等)を有する会員もしくは卒業会員またはその子会社等の出資については、これらの議決権を合算して50%超となる場合も融資の対象となることを明文上明らかにしていただきたい。</p>	(一社)全国信用金庫協会、 信金中央金庫	金融庁
26	26年 10月28日	26年 11月21日	預金取扱金融機関による提携ローン全般もしくは教育ローン・リフォーム等を割賦法の規制対象から除外	<p>平成21年12月1日に施行された割賦販売法の改正によって割賦販売法の規制対象となる範囲が拡大し、適用除外項目を除く全ての商品・役務を取扱う提携ローンが割賦販売法に定める「個別信用購入あっせん」に該当する可能性を有することになった。このため、大学と提携した教育ローン、金融機関が信頼できる業者と提携したリフォームローンや太陽光発電設備のローン等を取り扱うためには、「個別信用購入あっせん業者」として登録することが必要となり、この登録業者になるためには事務面・費用面で負担がかかることから、実質的に取り扱うことができなくなっている。これらの提携商品は顧客ニーズも高く、また、金融機関としても金利優遇を行いやすい商品であったため、著しく顧客利便を損ねている。</p> <p>については、預金取扱金融機関が提携するローン全般を同法の適用除外としていただきたい。また、これが難しい場合には、以下の事項を適用除外としていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学等と預金取扱金融機関が連携した教育ローンや生活資金のローンは適用除外とする。 ○住宅に関する提携ローンが現行法で適用除外とされている趣旨を鑑み、取扱業者と預金取扱金融機関が提携した住宅リフォームや太陽光発電設備等の住宅付随設備等のローンは適用除外とする。 	(一社)全国信用金庫協会、 信金中央金庫	経済産業省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
27	26年 10月29日	26年 11月21日	郊外大規模 団地型マン ションの建て 替え「規制」 の緩和措置	<p>郊外に分譲マンション団地(団地型マンション)の多くは、築40年以上で、1000戸程度の住宅が多く、耐久年数の上から建替えなどの再生対策が必要です。しかし以下の公法上の条件から、建替えが実質上不可能に近く、所有者の不満となっている。</p> <p>団地型マンションについて建替えの公法上の規制の主なものとして、以下の2条件があります。</p> <p>1)都市計画法11条「一団地の住宅施設」 2)建築基準法86条「一団地認定(総合的設計・連担建築物設計)」</p> <p>前者の都市計画法の条件「一団地の住宅施設」については、国は「当該地区の土地利用計画上の位置づけ及び周辺の市街地の状況等を勘案し、住民等利害関係者の意向にも配慮しながら、地区計画の活用等により引き続き良好な居住環境を確保したうえで、一団地の住宅施設に関する都市計画を廃止することが望ましい」とする考え方を明らかにし、建替え団地で手続きにより、実質的に条件を解除した事例が多い。</p> <p>しかし、「建築基準法86条の一団地認定」は、建替えに必要な「認定区域を変更する場合は、現在の認定の取り消し、新たな認定を受けることとなります。それらには関係権利者(土地の所有権・借地権者)の全員の同意が必要」です。「全員合意が出来ない」ことから、解除できた事例は非常に少ない。単棟のマンションでは、建替えの促進のために合意の比率が緩和され、老朽化マンションの更新が進み、居住者の満足と、建設活動の活性化や立地地域の経済活動に好影響を与えていると思います。しかし、一般に10数棟のマンションで構成される団地型マンションでは、多数の関係者がいることで全員合意が難しく、建替えを希望する者を泣き寝入りさせているのではないかと。確かに高齢化が進み経済力が落ちた居住者からは反対となるが、「全員の同意」が不可能のために、建替えの推進を希望する者の声を抑えることとなります。</p> <p>提案者は、全面的な建替えでなく部分建替えを前提に、関係権利者の同意の比率等を緩和し、建替え意向の所有者の期待を充足していく方法の工夫が望まれると考えます。</p>	個人	国土交通省
28	26年 10月30日	26年 11月21日	介護分野に おける外国 人留学生の 在留資格の 緩和	<p>企業活動のグローバル化進展とわが国における人口減少と労働力不足に対応するため、高度な知識を有する外国人留学生の採用を検討する企業は年々増加傾向にある。厚生労働省が平成25年9月に実施した全国の中小企業1775社を対象にした「外国人留学生の採用意欲調査」によれば、日本の大学を卒業した外国人留学生の採用を前向きに考えている企業は、52%となっている。その理由は「留学生にグローバル展開の中心的な役割を担ってほしい」「海外拠点の中心的な役割を果たしてほしい」という回答が多いが、「医療・福祉分野」や「建設業界」では「人手不足の解消」という回答が多くなっている。</p> <p>その一方で、現在、健康・医療・福祉分野の専門学校を卒業した外国人留学生は「専門士」の称号を得ても、卒業後、在留資格を取得できない。今後飛躍的に求人ニーズの増加が予想される、同分野の人手不足を解消するためには、「介護福祉士」の国家資格を取得した外国人留学生には、日本の介護・福祉機関での就業を認めるべきである。</p>	大阪商工会議所	法務省 厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
29	26年 10月30日	26年 11月21日	外国人留学生を対象にした大学・専修学校の夜間コース開放およびアルバイト規制の緩和	<p>企業活動のグローバル化進展とわが国における人口減少と労働力不足に対応するため、高度な知識を有する外国人留学生の採用を検討する企業は年々増加傾向にある。厚生労働省が平成25年9月に実施した全国の中小企業1775社を対象にした「外国人留学生の採用意欲調査」によれば、日本の大学を卒業した外国人留学生の採用を前向きに考えている企業は、52%となっている。</p> <p>特に、ベトナムやインドネシア等、東南アジア諸国出身の留学生の採用意欲が高まっているが、日本との物価水準の差もあり、これらの国からの留学生が少ないのが現状である。東南アジア諸国からの留学生の来日を促すためには、A) 現在規制されている大学や専門学校の夜間コースに在籍を認めるとともに、B) 外国人留学生が自立して生活できるよう、アルバイト就業時間数の上限である週28時間を緩和すべきである。</p>	大阪商工会議所	厚生労働省 法務省
30	26年 10月30日	26年 11月21日	旅券発給事務の都道県境の特例	<p>《相模原市パスポートセンターを例示として》 パスポートセンターの活用で都県を超えて連携し、経済成長を図る 都道府県の連携の中で、市民ベースの交流も一体になっていくことが肝要である。道州制で都県境がなくなることは、今のスケジュール見ると厳しい。その中で事実上、町田市・八王子市ともより一体化していくことを考えたい。既に町田市あるいは八王子市を含めた近隣の自治体との共通した課題、例えば観光振興や交通問題、あるいは人口社会減少に対する研究なども取り組んでいる。規制を取り払う策としては、国家戦略特区という手法もある。</p> <p>パスポートの発給で、町田の方が新宿に行っている、立川の方に町田市北部や八王子市の方も行っている。相模大野駅や橋本駅のセンターならば、遥かに近接しており、ひと駅や歩いてでも来れる。</p> <p>現行の外務省や総務省の規制で都県境を越えられず、権限委譲を求めたい。</p> <p>今、首都圏南西部の広域交流拠点を目指す中で、小売業の吸引力が0.78でほとんど最下位に近い。消費税が8%になって、頑張る中小企業がこれから本当に大変になってくる。であるならば、やはり即効性のある施策が求められる。</p> <p>まず住民基本台帳ネットワークのシステムを共有化したり、少し人員を補強する。これは大型開発などに比べ、予算は少なく済む。そういった規制緩和でもって、都県連携を図り経済成長の一步としたい。</p> <p>現在、本市の旅券の業務は、神奈川県事務処理特例条例により相模原市民を対象として権限移譲を受けた。法定受託事務として、神奈川県が行う旅券発給業務のうち、一般旅券の申請・交付について、県による条例改正などを経て本市として実施することとなった。昨年3月に相模大野パスポートセンター（bono相模大野内）を、6月には2カ所目となる橋本パスポートセンターを開設した。</p> <p>今後は近隣の自治体等からの要請があった場合は、他の自治体の住民でも本市で旅券事務が扱えるようなことも検討していかなければならない。</p> <p>この旅券事務に限らず、本市が広域交流拠点としての役割を果たしていく上では、近隣の都市との連携というものが都県境を超えて住民の利便性の向上を図るということは大変重要なことであると認識をしている。</p>	個人	外務省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
31	26年 10月31日	26年 11月21日	土壌汚染対 策法に係る 自然的原因 による汚染 土壌の取扱 いの見直し	<p>平成22年の改正土壌汚染対策法において、自然的原因の汚染土壌を法の規制対象に加えられましたが、その結果、臨海部の埋立地域に立地する企業の多くは、同法の基準を上回る自然的原因に起因するヒ素・フッ素が検出され、調査・浄化処理に係るコストの増大や手続に要する時間など新たな負担が強いられています。</p> <p>このことについて、国では、平成23年7月22日に閣議決定された「規制・制度改革に係る追加方針」において、1「自然的原因による汚染土壌については、地方公共団体や事業者等の意見を聞きながら人為由来の汚染土壌と区別して負担軽減措置を講ずること」</p> <p>2「負担軽減措置の内容について効果検証を行うとともに、継続的な見直しを図ること」</p> <p>を方針決定されましたが、実際には、平成23年7月8日施行の改正土壌汚染対策法施行規則（同日付けの環境省告示を含む）と平成24年9月7日発出の環境省水・大気環境局 土壌環境課 事務連絡「要措置区域等内における汚染土壌の移動等について」に留まっており、いずれも臨海部の埋立地域に立地する企業にとっては、抜本的な負担軽減措置とはなっていません。</p> <p>京葉臨海コンビナートに立地する素材・エネルギー産業は、世界的な競争下において企業間連携や高付加価値製品への取組強化が課題となっており、コンビナートにおける新たな設備投資や生産活動の阻害要因となる自然的原因の汚染土壌に対する規制の改革を図ることが、臨海コンビナートの競争力を強化し、地域経済の活性化を図る上で重要となります。</p> <p>については、平成23年7月22日に閣議決定された「負担軽減措置の内容について効果検証を行うとともに、継続的な見直しを図ること」に則り、自然的原因による汚染土壌の取り扱いに係る事業者の抜本的な負担軽減に向け、早急な見直しを求めます。</p>	千葉県	環境省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
32	26年 10月31日	26年 11月21日	クラウドによるTV番組録画・VOD配信	<p>TV放送コンテンツを個人が私的使用する目的に供するため、事業者がクラウド上で録画・VOD配信できるよう上記法規の制度見直しを要望する。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>TV放送コンテンツは私的使用目的の場合であっても、「公衆の使用に供する事を目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合」には使用者の複製が認められていない。つまり、家庭内のブルーレイディスクレコーダで個人が録画視聴することは認められているが、事業者がクラウドにTV放送コンテンツをストレージして視聴を要望する個人へVOD配信することは禁じられている。</p> <p>一方、リアルタイムで視聴できなかつたり家庭での留守録忘れなどの理由から、見逃したコンテンツの視聴ニーズは高く、著作権者である放送局が自社や出資会社でIP通信を利用した有料VODサービスを提供しており、ISPやCATV事業者も著作権者から許諾を受け会員向け見逃しVODサービスを提供している。また、スマホやタブレットの普及で、外出先でも録画したコンテンツを視聴するニーズも顕在化しており、著作権法第30条等に抵触しないよう家庭内の録画装置とは別にした通信機能付きNASの商品化もされている。</p> <p>このように技術や環境が変化し、いままでなかった個人の使用ニーズがでてきており、それに応えたいと考える事業者もいるにもかかわらず、同法の規定により、クラウド事業者がTV番組を録画し視聴を希望する利用者へVOD配信するサービスは認められていない。</p> <p>社会的なエコ(使用電力)の観点からは、ディスクを集中配置するメリットは大きく、同じクラウドでも個人毎にメモリスペースを分割するよりも共用した方が効率的である。本来、より効率的なメモリ共有アーキテクチャーは技術的にも研究開発すべき課題であり、その成果はさまざまなクラウドサービスへの応用も期待できるにもかかわらず、同法規のため企業に開発モチベーションが働かず日本の国際競争力の点からも機会損失になっている。著作権者の権利保護を図りつつ、今日的環境で利用者の利便性向上やサービス多様化を促進するよう、制度の見直しを要望する。</p>	(一社)電子情報技術産業協会	文部科学省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
33	26年 10月31日	26年 11月21日	教育環境の IT化を阻む 著作権規定 の見直し	<p>【要望の具体的内容】 無線LAN環境整備やデジタル教科書・教材の活用等が円滑に推進され、教育環境自体のIT化が進むよう、著作権法上の課題(クラウド利用に係るものを含む)についても重要課題として早急に取り組まれることをお願いしたい(柔軟性のある規定を制定するなど)。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 平成25年6月14日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」の「IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化」の「1. 人材育成・教育」では、教育環境自体のIT化(ソフト・ハードを含むインフラ)が必要とされているが、クラウドからの教材の配信など、著作権法が阻害して適切なIT化が阻まれている場合がある。 教育環境のIT化による児童生徒等の学力の向上とITリテラシーの向上にもつながることから、見直しをお願いしたい。</p>	(一社) 電子情報技術産業協会	文部科学省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
34	26年 10月31日	26年 11月21日	土壌汚染対策法に係る 自然的原因 による汚染 土壌の取り 扱いの見直 し	<p>我が国の経済・エネルギーを支える京葉臨海コンビナートは、千葉県全体の生産活動の約6割を占めるなど、地域経済や雇用の面において、重要な役割を果たしています。</p> <p>一方、コンビナートを取り巻く環境は、グローバル競争の激化や製造業の海外シフト等に伴う国内需要の縮小など厳しさを増しており、コンビナートの立地企業は、立地する地域での操業の継続を目指し、グローバル競争に勝ち抜くための高付加価値製品の開発・製造や様々な経費削減策に取り組んでいるところです。</p> <p>こうした中で、国では、平成22年の改正土壌汚染対策法の施行に合わせ、自然的原因の汚染土壌を法の対象とする解釈変更が行われましたが、海底浚渫土により造成されたコンビナート地域においては、同法の基準に適合しない微量の砒素、ふっ素が含まれるケースが散見されており、同法の土壌調査等に要するコストや時間的ロス、汚染土壌の場外処分時のコストが立地企業の多大な負担となっています。</p> <p>また、高度成長期に進出してきた立地企業の多くは、施設・設備の更新時期を迎えており、同法の規制が今後も継続された場合、立地企業の新たな設備投資への意欲の減退や、コスト増に伴う価格競争力の低下などにより、京葉臨海コンビナートの立地優位性が失われ、それが地域経済にも波及する深刻な事態が懸念されます。</p> <p>このため、コンビナートの競争力強化や地域経済の活性化を図る観点から、以下の負担軽減策について、提案します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅地と隔絶されている京葉臨海コンビナートの地域特性に鑑み、工業専用地域としての土地利用がなされている間は、当該地域を自然由来の汚染規制の対象から除外すること 2 1が対応不可の場合、海底土砂により造成された埋立地については、埋立地管理区域の土壌調査や土地の形質変更時の施工方法を自然由来特例区域の特例なみに緩和又は地質の調査対象の対象を砒素、ふっ素に限定するなどの措置を講じること 3 海底土砂により造成された埋立地については、海洋汚染防止法に基づく海洋投入処分を認めるなど、土壌処分に関する規制の例外を設けること 	(一社) 千葉県経済協議会	環境省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
35	26年 10月31日	26年 11月21日	法人である 生命保険代 理店による 保険募集に おける消費 者保護ルー ル(いわゆる 構成員契約 ルール)の 維持	<ul style="list-style-type: none"> ・職制上の地位(職場の上下関係等)を不当に利用した従業員への圧力募集を未然に防止し、従業員による自由な商品選択の機会を確保する等の観点から、法人である生命保険代理店については、当該法人の従業員等の密接な関係を有する者に対して、所定の生命保険契約の申込みをさせる行為が禁じられている(いわゆる構成員契約ルール)。 ・生命保険商品には長期性、再加入困難性等の性質があり、仮に圧力募集等の不適切な行為があったことが事後的に立証されたとしても、保険契約者等の救済を図ることが困難となる場合も想定され、事後的な代替規制ではこうした弊害を未然に防止することは不可能と思われる。 ・このように、本ルールは、生命保険商品の特性を踏まえつつ、従業員として相対的に弱い立場に立つ消費者の権利保護のために設けられたルールとしてこれまでも有効に機能してきており、また、昨今の雇用環境の状況も踏まえれば、引き続き維持すべきものと考えられる。 	住友生命 保険相互 会社	金融 庁
36	26年 10月31日	26年 11月21日	銀行等によ る保険販売 における弊 害防止措置 の見直しに あたっての 慎重な検討	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行等は、その預金業務や融資業務等を通じて、顧客の資金状況を正確に把握できる立場にあるとともに、特に中小零細企業などの融資先の顧客に対しては強い影響力を与えうる立場に立つことが少なくない。銀行等によりこれらの情報や影響力を不適切に利用して保険募集が行われた場合、仮に不適切な募集行為があったことが事後的に立証されたとしても、生命保険商品の長期性、再加入困難性等の性質から、保険契約者等の救済を図ることがより困難となる場合も想定される。 ・こうした点を踏まえ、銀行等に対しては、非公開情報保護措置、融資先販売規制等の各種措置が講じられているが、これらの弊害防止措置は、消費者利便にも配慮しつつ、消費者保護の観点や中小零細企業の視点に立って設けられたものであり、保険契約者保護の観点から必要不可欠なルールである。 ・平成24年4月より、一部見直しが行われたルールが適用されたが、見直し後においてもその枠組みは維持されており、前述のルールの必要性は変わらないと考えられる。今後も、引き続き実効性の確保に努めていただきたい。 	住友生命 保険相互 会社	金融 庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
37	26年 10月31日	26年 11月21日	私的録音録 画補償金制 度の廃止	<p>【要望の具体的内容】 私的録音録画補償金制度の廃止</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 (a・b) この制度は、コピーによって著作権者等に生じる損失を補償するためのものだが、デジタル時代においては、ダビング10等の技術的コントロールにより、著作権者に損失が生じないようにすることが可能となり、制度の使命はすでに終えつつある。他方、消費者の利便性やメーカーの商品企画の自由度は制限され、保護と利用のバランスがますます失われつつある。そんな中、2012年の最高裁決定を受けて知財高裁の判決が確定した以上、すみやかに制度の廃止がなされるべきである。</p> <p>(c) 制度対象/対象外の製品・サービス間の公正な競争環境の確保、制度運用に係る社会的コストの削減、消費者の二重負担(技術的コントロールにかかる費用と補償金)の回避など。</p>	(一社) 電子情報技術産業協会	文部科学省
38	26年 10月31日	26年 11月21日	フィリピン国 籍者短期滞 在時の日本 入国査証免 除措置の実 施	<p>【要望の具体的内容】 「短期滞在」に該当する目的で日本に滞在することを希望するフィリピン国籍の者に、査証免除措置を適用するようお願いしたい。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 フィリピン人材の入国査証においては、2013年および2014年に緩和措置を実施頂いているが、今なおすべての渡航者に事前の査証取得が必要な現状がある。</p> <p>【要望理由】 多くの日本企業がフィリピンに企業拠点を有しており、比国拠点における機能および人材の役割は、今後一層、重要なものになると見込まれる。今後、より多くの現地人材が事前の査証手続きなく、タイムリーに日本へ渡航し、良質な情報共有と緊密な連携が図られるようになれば、日比両国の発展に大いに寄与するものと考えられる。</p> <p>【要望が実現した場合の効果】 ここ数年、ASEAN投資先として脚光を浴びているフィリピンであるが、日系企業はその潜在能力をまだ十分に活かし切れていないのが現状。近い将来、日本がフィリピン国籍者の査証免除を行い、さらに活発な人材交流施策が取られれば、両国拠点における関係は一層強固なものとなることが見込まれる。</p> <p>また、英語に堪能な人材が豊富なフィリピンは、アジアだけでなく世界各国に対するハブ機能を果たす役割も期待できることから、日系企業がグローバル展開を行う際の重要な拠点の一つとして期待もできます。そうした意味でも、フィリピン国籍者の短期滞在査証が免除され、タイムリーな往来が達成される効果は大であると考えられる。</p>	(一社) 電子情報技術産業協会	外務省 警察省 省庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
39	26年 10月31日	26年 11月21日	金融機関で の税公金収 納取引にお ける納付書 の電子的な 読み取りを 可能とする ような制度・ 環境整備	<p>【要望の具体的内容】 金融機関の窓口事務で行われる税公金収納受け処理は、納付書の書式が非常に多数(数万種以上で年々更新される状況)存在しており、機械処理・自動受付システム化の難易度が高く、コストがかかる状況。また金融機関で受付処理を実施した最後に領収印を押す必要があり自動機受付などの効率化施策の実現が困難な状況。 書式の統一または絞込み、自動化処理可能な押印事務代替方法などを検討したいので、制度の見直しや規制緩和等、環境整備をお願いしたい。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 (a)金融機関では税公金収納取引で、数万種類にも及ぶ多種多様なフォーマットの納付書を受け付けているが、これが、システム化・効率化できない要因となっている。また、窓口での税公金収納事務処理では人手を介して領収印を押す作業が発生しており、過去の経緯や関連制度の状況から金融機関として自動化が困難な事務となっている。 (b)税公金の納付書フォーマットを統一化、あるいは数種類の用途別等に絞り込むことができれば、機械処理化が進む。また機械的に領収印などの受取りの証跡を残すとともに、顧客控えを印刷などに代替できれば納付事務が自動機で対応が可能となりうる。 (c)納付受付を利用者自らが実施できれば納付処理の接点(インターフェース)が増え、窓口営業時間外に納付処理ができるなど顧客としても便利になる。金融機関では納付処理(時期にもよるが事務全体の1/4にもなる)がシステム化できれば事務効率化が図れる。また収納先は取りこぼしが無くなるなどの効果が見込める。 納付処理はゆうちょ銀行(独自の制度として対応)やペイジー(バーコードや所定の番号入力のルール化)では体系化されており、自動機でも実現できている。このようなルール化を納付書及び事務全体に広げることで、更に収納処理のコスト削減につながるものと考えられる。また将来はマイナンバーなどの制度が加わる場合でも、PCや携帯などを利用できない方も、紙媒体での処理で、同様の受付サービスを受けることが可能となる。</p>	(一社)電子情報技術産業協会	総務省
40	26年 10月31日	26年 11月21日	石災法レイ アウト規制 に係る届出 に関する規 制緩和	<p>現行では、第1種製造事業所の新設、あるいは変更を実施する場合には、当該工事に関する事項について、主務大臣に届け出なければならないとされている。また、新設又は変更を実施したときは、届出に係る新設等の計画に適合しているかについての主務大臣の確認が必要となっている。</p> <p>この場合の主務大臣は、総務大臣および経済産業大臣となっており、計画に係る届け出内容の事前相談等を本省の担当者と実施するために、届出～認可までに時間を要するため、届出を所轄の消防署にしたい。</p>	民間企業	経済産業省 総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
41	26年 10月31日	26年 11月21日	デジタル教科書の解禁	<p>【具体的な内容】 デジタル化された教科書を学校教育法等上の教科書と認める。</p> <p>【提案理由】 デジタル化された「教科書」は現在の制度では教科書として認められず、それゆえに、教科書の権利制限規定や無償給与に該当しない。これにより、電子教科書は普及が進まず、デジタル化によってもたらされると考える新たな教育の可能性が阻害され、地方での創意工夫を踏まえた特色ある人材育成にも支障が出ている。タブレット端末を使った授業を行う学校も増えつつあるが、そこでの電子的な教材は補助教材に過ぎず、教科書とは認められないので上記の法令上の恩恵は受けられていない。 デジタル化された教科書が普及すれば、子供ひとりひとりの習熟度に応じた個別学習、子供が互いに教えあい学びあう協働学習、教師による学習履歴の活用や情報共有等の可能性が広がり、地方独自の工夫を行った多様な人材育成が図られるようになる。</p>	(一社)新経済連盟	文部科学省
42	26年 10月31日	26年 11月21日	保険商品の銀行窓販における中小企業従業員規制の撤廃	<p>在日米国商工会議所(ACCJ)は、地域活性化に関して規制改革会議に規制改革ホットラインを通じて要望を表明できる機会を歓迎いたします。</p> <p>日本の主要な都市以外の地域では、地方金融機関が金融サービスの提供において重要な役割を果たしていることから、不必要な規制を撤廃することは、全国津々浦々にいる消費者に、より幅広い選択肢と高い利便性を提供し、地域金融機関の収益力を強めることにつながり、日本の地域活性化に大きなポジティブインパクトを与えることになるでしょう。特に、地方金融機関は収益全体に占める役務取引等収益(金融サービスの提供による手数料収益)の割合が都市銀行と比べて低い状況にあります。</p> <p>現在、銀行には融資先の中小企業(従業員数が50人以下、特例地域金融機関においては従業員数が20人以下)の従業員に対して保険商品を販売するにあたり、いくつかの制限が課されています。これらの制限が課されている趣旨は、銀行が融資を行う立場を利用して、融資先の中小企業の従業員に対して保険に加入するように圧力販売を行う可能性を最小限にするというものだと考えられます。しかし、ACCJは銀行が融資先企業の従業員に対して圧力販売を行ったとする消費者の苦情を耳にしたことがありません。また、これらの規制は独占禁止法下で公正取引委員会によって厳格に運用されている消費者保護措置(優越的地位の濫用)と重複しているので撤廃すべきです。</p>	在日米国商工会議所(ACCJ)	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
43	26年 10月31日	26年 11月21日	教員免許の 弾力化	<p>【具体的な内容】 英語、情報等の特定教科で、教員免許を持たない者でも、経験・意欲等、一定の条件を満たす場合は、本人の申請により、みなし教員免許を付与する仕組みを法令上整備する。</p> <p>【提案理由】 現在でも教員免許非保有者を活用する制度(特別非常勤講師、特別免許状等)はあるものの、それらの制度では、特定科目の教育に関する高度なノウハウを有する人材を学校教育の場で有効活用することが難しい制度となっている。 教員免許は持たないが特定分野の教育にたけている地元の外部スペシャリストに教科全体を単独で担当してもらうことを可能にすれば、従来にはない地方の特性を生かした独創的、実際的な授業・生徒指導・生徒評価等が期待できるとともに、地元での新たな雇用の創出につながる。 特に英語や情報の授業では、社会での実務経験豊富な人材が教員となることにより、グローバル感覚やビジネスマインドを養うことに役立つ。</p>	(一社)新経済連盟	文部科学省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
44	26年 10月31日	26年 11月21日	確定給付企業年金の給付設計の弾力化	<p><提案の具体的内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金における給付設計の要件を緩和すること(例えば、脱退一時金の支給にかかる加入者期間の要件を緩和すること、支給要件該当性の判断に用いる加入者期間について休職期間を控除する取扱いを認めること) <p><提案理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金における脱退一時金は、加入者期間3年を超える支給要件とすることは認められておらず、退職金規程において勤続期間3年超の支給要件を設けている企業が、確定給付企業年金を導入する場合には、退職金規程上の支給要件を改定することなどが必要となる。 ・また、確定給付企業年金における給付の支給要件該当性の判断に用いる加入者期間から、休職期間を控除することは認められておらず、退職金規程において支給要件として勤続期間から休職期間を控除している企業が、確定給付企業年金を導入する場合には、退職金規程上の支給要件を改定することや休職により確定給付企業年金から脱退する設計とすることなどが必要となる。 ・これらの規制は、確定給付企業年金が退職金制度の円滑・確実な運営のために活用される現状を踏まえると、退職金制度から確定給付企業年金への移行を阻害する要因になっている。 ・本要望は、より一層の企業年金制度の普及促進に資するものと考えられる。 	(一社)生命保険協会	厚生労働省
45	26年 10月31日	26年 11月21日	永住権付与条件の緩和	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>永住権付与の条件について、グローバル人材として採用した外国人を、海外現地法人へ転勤または出向する際、帰国後同一企業グループに勤務することを条件に、日本での居留期間を通算できるようにしていただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>グローバル人材としての留学生の採用、企業グループ内での機動的な人員配置が可能となる。</p>	(公社)関西経済連合会	法務省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
46	26年 10月31日	26年 11月21日	短期在留外国人の年金 脱退一時金 制度の見直し	<p>【提案の具体的内容】 短期在留外国人の年金脱退一時金制度の見直し。</p> <p>【提案理由】 現行の年金脱退一時金制度では、外国人が帰国する場合に返還される一時金の額が被保険者期間が36か月以上で固定され、36か月を超えて納付した保険料が掛け捨てとなっている。本来的には国同士の社会保障協定の締結による問題解決が求められるが、短期間での状況改善が困難な場合がある。(当社においても退職した事例あり)</p>	(公社) 関西経済連合会	厚生労働省
47	26年 10月31日	26年 11月21日	留学生採用時の在留資格 条件の緩和	<p>【提案の具体的内容】 留学時の専門と直接関係のない業種での就労についても、在留資格発給条件の緩和を検討する必要がある。</p> <p>【提案理由】 特にサービス業での外国人観光客の受入増加に対応して、外国人採用ニーズが大きく、企業・外国人観光客双方にとってメリットがある。</p>	(公社) 関西経済連合会	法務省 警察庁 厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
48	26年 10月31日	26年 11月21日	就労可能な在留資格の種類増加検討	<p>【提案の具体的内容】 就労可能な在留資格の種類増加</p> <p>【提案理由】 生産人口減少に対応し、現状の就労条件を拡大し、一部の労働人口の老齢化と人手不足が深刻な、農業、林業、漁業などの業種への就労を可能とする。</p>	(公社) 関西経済連合会	厚生労働省 警察庁
49	26年 10月31日	26年 11月21日	包括的な権利制限規定の導入	<p>米国で可能なネットやクラウドビジネスが日本ではできていないという実態がある。この点に関し、知的財産推進計画2010(知的財産戦略推進本部策定)に沿って、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において、一定の類型について規定の導入が提言され、2012年に著作権法が改正されたがいまだ不十分である。</p> <p>ネットワークプラットフォームがフェアユースのある国で急激に進展していることに伴い、事業者/ユーザがフェアユースのある国に移行し、国内産業がますます疲弊することが懸念されるため、米国企業と同等の競争環境の実現、日本国民が得られる製品・サービスの向上の観点からも、包括的な権利制限規定の導入は必要である。</p>	(一社) 電子情報技術産業協会	文部科学省